

(報道発表資料)



令和6年2月27日
京都市保健福祉局
〔担当：医療衛生推進室医療衛生企画課〕
電話 075-213-2983

京都市急病診療所の小児科の受付時間の変更

京都市では、夜間・休日等の初期救急医療に対応するため、京都市急病診療所を設置し、病院等から医師の派遣を受けて、小児科、内科、眼科及び耳鼻咽喉科の診療を実施しています。

この度、令和6年4月から医師の働き方改革の新制度が始まり、医師が適切な休息を取れるよう、原則として退勤から翌日の出勤まで9時間のインターバルを空けることが必要になります。

ついては、京都市急病診療所においても医師の勤務間インターバルを十分に確保するとともに、医療ニーズにより一層対応するため、小児科の受付時間を一部変更します。

1 変更日

令和6年4月1日（月）

2 変更内容

- (1) 小児科の平日及び日曜日・祝日等の受付終了時間を1時間前倒しし、医師の勤務間インターバルを確保します。
- (2) 平日夜間については、市内の小児科診療所の大半が20時までに診療を終了することを踏まえ、小児科の平日の受付開始時間を現在の21時から1時間前倒しし、20時からに変更します。

現在、平日及び日曜日・祝日ともに、23時以降の患者数は少数にとどまっており、平日夜間の受付開始時間を前倒しすることで、より多くの医療ニーズに対応します。

小児科の診療日ごとの変更内容（内科、眼科、耳鼻咽喉科は変更ありません。）

診療日	受付時間	
	現在	変更後
月曜日～金曜日	<u>21時～24時</u>	<u>20時～23時</u>
土曜日	14時～17時 18時～翌日8時	変更なし
日曜日、祝日等（※）	10時～17時 18時～ <u>24時</u>	10時～17時 18時～ <u>23時</u>

（※）祝日等は、祝日、8月15日・16日、12月29日～1月3日を指します。

3 変更後の受付時間等

診療科目	診療日	受付時間
小児科 (15歳未満)	月曜日～金曜日	20時～23時
	土曜日	14時～17時 18時～翌日8時
	日曜日、祝日等(※)	10時～17時 18時～23時
内科 (15歳以上) 眼科	土曜日	18時～22時
	日曜日、祝日等(※)	10時～17時 18時～22時
耳鼻咽喉科	日曜日、祝日等(※)	10時～17時

(※) 祝日等は、祝日、8月15日・16日、12月29日～1月3日を指します。

土曜日が祝日等と重なった場合は、祝日等の診療時間帯となります。ただし、小児科については、深夜帯(23時から翌日8時)も実施します(12月29日～1月3日は実施しません)。

(参考)

1 京都市急病診療所

所在地：〒604-8585

京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地

京都府医師会館1階

電話：075-354-6021

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/000136541.html>



※ 急病診療所の受付時間外などにお子さまの急病や怪我などで心配になった場合には、看護師又は小児科医師の相談が受けられる、小児救急電話相談もご利用ください。

電話：#8000 (固定・携帯電話)、075-661-5596 (ダイヤル回線、IP電話)

※ 呼吸をしていない、脈がない、意識がない、大量に出血しているなど、緊急時にはためらわず119番通報をして救急車を呼んでください。

2 医師の働き方改革の新制度

医療の質・安全の確保と持続可能な医療提供体制の維持のため、令和6年4月から実施される新制度です。医師の時間外・休日の労働時間の上限を規制するとともに、適切な休息を確保するため、退勤から翌日の出勤まで、原則9時間を空けるルール(勤務間インターバル制度)などが適用されます。

詳細は下記ホームページを参照してください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000322501.html>